

EU加盟国向け日本産カンキツ生果実の輸出検疫条件の概要

EU加盟国向けに日本産カンキツ生果実を輸出する場合には、登録生産園地での栽培地検査、登録選果こん包施設での選果、果実の表面殺菌及びこん包の実施とともに、輸出検査を受けなければならない。

1 検疫対象のカンキツ生果実

かんきつ属 (*Citrus* spp.)、きんかん属 (*Fortunella* spp.)、からたち属 (*Poncirus* spp.) 及びこれらの交配種 (Hybrids) の生果実 (以下「カンキツ」という。)

2 検疫対象病害虫

- ・カンキツかいよう病 (*Xanthomonas campestris* pv. *citri*)
- ・ミカンバエ (*Bactrocera tsuneonis*)

3 登録生産園地

生産園地は、生産園地及びその周辺地域 (生産園地の周囲 10 m) において、カンキツかいよう病及びミカンバエの発生が認められていない場合、EU向けカンキツの生産園地として登録される。

4 登録選果こん包施設

選果こん包施設は、3の登録生産園地内に位置している場合、EU向けカンキツの選果こん包施設として登録される。

5 栽培地検査の実施

登録生産園地での植物防疫官による栽培期間中の検査 (園地検査、生果実調査、必要に応じてトラップ調査) の結果、カンキツかいよう病及びミカンバエの発生が確認されないこと。

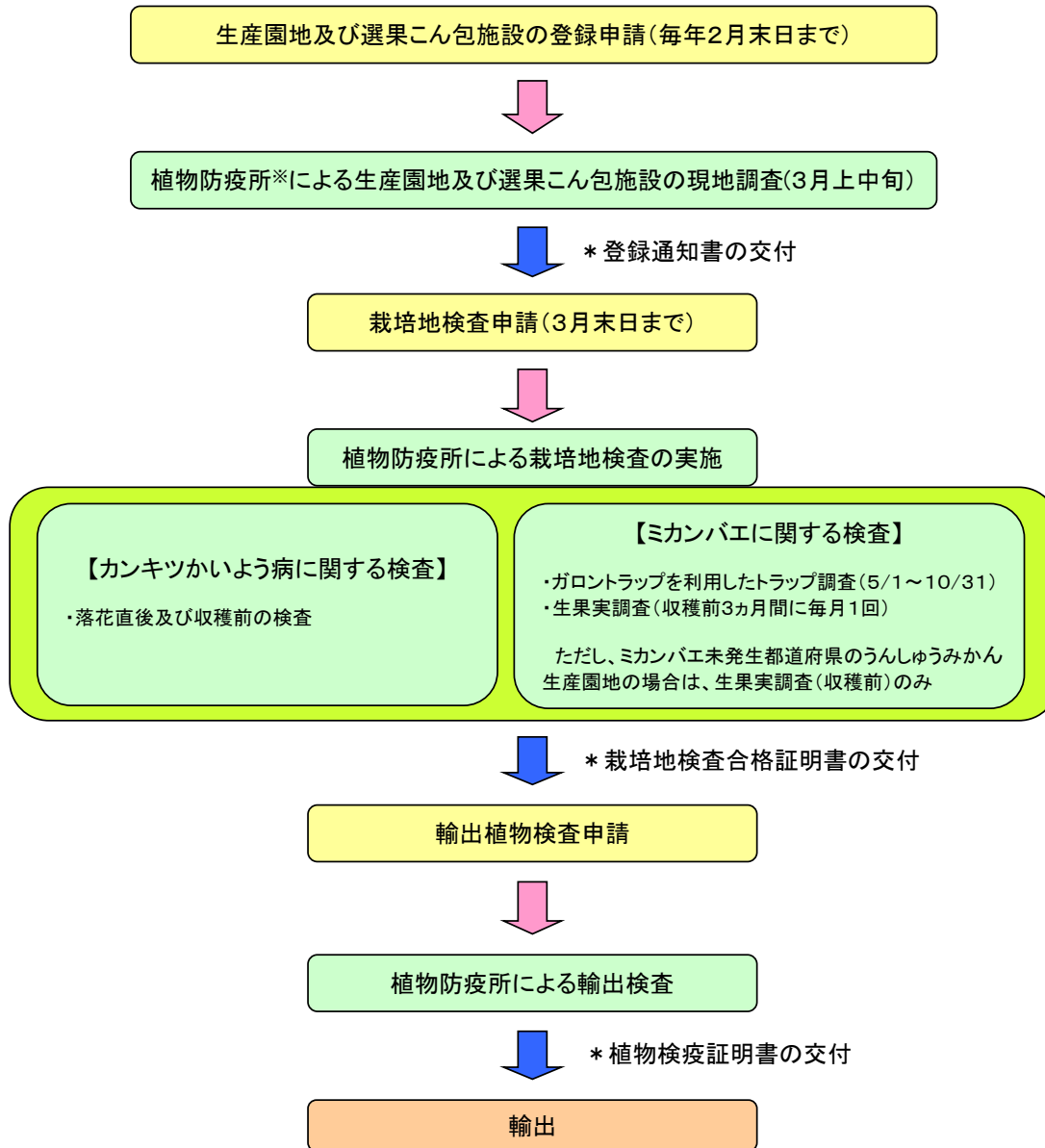
6 選果こん包及び果実の表面殺菌等の実施

選果こん包にあたっては、果実に付着した果柄及び葉を除去するとともに、原産地 (国及び生産都道府県) を表示した、原則として開口部のない未使用の容器にこん包する。また、次亜塩素酸ナトリウムにより、果実の表面殺菌を行う。

7 輸出検査の実施

上記6の措置が適切に実施される場合、植物防疫官による輸出検査が行われ、病害虫の付着がない場合は、植物検疫証明書が発給される。

EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出フローチャート



1. 生産園地及び選果こん包施設の登録

生産園地及び選果こん包施設の登録条件は以下のとおり。

- (1) 生産園地
カンキツかいよう病及びミカンバエの発生が認められないこと
- (2) 選果こん包施設
① 選果こん包施設は、その生産園地と同一の都道府県に所在していること
② 選果こん包施設は、登録生産園地内に位置していること(ただし、ミカンバエ未発生都道府県については、この限りではない)
③ 選果こん包施設は、カンキツかいよう病に対する果実の表面殺菌を行う設備を具備していること

2. 栽培地検査

栽培地検査は以下の項目について実施する。

- (1) カンキツかいよう病に関する検査
落花直後及び収穫前
- (2) ミカンバエに関する検査
① ガロントラップを利用したトラップ調査(5/1～10/31)
② 生果実調査(収穫前3ヶ月間に毎月1回)
ただし、ミカンバエ未発生都道府県のうんしゅうみかん生産園地の場合は、生果実調査(収穫前)のみ

3. 輸出検査

輸出検査は以下の項目について確認する。

- (1) EUの検疫対象病害虫の付着がないこと(特に、カンキツかいよう病とミカンバエ)
- (2) 果実に果柄及び葉が付着していないこと
- (3) 次亜塩素酸ナトリウム溶液で果実の表面殺菌が行われていること
- (4) こん包は開口部のない未使用のものであること。通気孔がある場合には、ミカンバエの汚染防止措置がとられていること
- (5) こん包に原産地(国及び生産都道府県)の表示が行われていること

※生産園地を管轄する植物防疫(事務)所(支所及び出張所を含む。)